

様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和 7 年 2 月 13 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

☐ 申請者（1 に記載） ☒ 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒658-0013）

兵庫県神戸市東灘区深江北町 4 丁目 8 番 19-201 号

（ヒョウゴケンコウベシヒガシナダクフカエキタマチ 4 チョウメ 8 バン 19-201 ゴウ）

氏名又は名称（フリガナ）：行政書士オフィス大江山 岡 恵

（ギョウセイショシオフィスオオエヤマ オカ メグミ）

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：070-7569-1954

1 ☒ 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☒ 単独申請 ☐ 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒656-0502）兵庫県南あわじ市福良乙 1573 番地の 3

（ヒョウゴケンミナミアワジシフクラオツ 1573 バンチノ 3）

名称（フリガナ）：淡路手延素麺協同組合

（アワジテノベソウメンキョウドウクミアイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事 金山 守良

ウェブサイトのアドレス：<https://xn--3kr4pla882i35dpzvxzfzkia473knd9a.com/>

（3）申請者の法形式：中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第 5 類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：穀物類加工品類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：淡路島手延べそうめん（アワジシマテノベソウメン）、

淡路そうめん（アワジソウメン）、
Awajishima Tenobe Somen、Awaji Somen

4 農林水産物等の生産地
兵庫県南あわじ市

5 農林水産物等の特性

「淡路島手延べそうめん」は、江戸時代の天保の頃（1830～1843年）から製造されている歴史ある手延べそうめんである。麺の細さ、のどごしの良さ、コシの強さに加え、その上品な味わいや昔ながらの製法による希少性の高さなどが、そうめん専門店や老舗旅館等から高く評価されている。また、江戸時代から続けられてきた天日干しの風景は「白糸の芸術」と言われ、島の暮らしの中に息づく冬の風物詩として定着し、地域の人々に親しまれている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）原材料

原材料の小麦粉や油脂の種類など、淡路手延素麺協同組合（以下「組合」という。）が定める基準に適合した原材料を使用する。

（2）製造方法

小麦粉等の配合割合、熟成時間、門干しの高さなど、組合が定める基準に基づき製造する。製造時期は10月から翌年の4月までとする。

（3）出荷規格

外観や麺の太さなど、組合が定める基準を満たしたものとする。

（4）最終製品の形態

「淡路島手延べそうめん」としての最終製品としての形態は、手延べそうめんである。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「淡路島手延べそうめん」は、江戸時代の天保の頃（1830～1843年）に淡路福良浦の漁師であった渡七平が伊勢神宮参拝の帰路、三輪の里（現在の奈良県桜井市）でそうめん作りの修行をし、これを習得して淡路島へ帰り、福良浦でそうめんを作ったのが始まりとされている。このことから、「淡路島手延べそうめん」は、そうめん発祥の地とされる大和三輪に由来する手延べそうめんであると言える。

大正7（1918）年には、三原郡素麺同業組合（現在の組合の前身）の有志が発起し、奈良県の三輪地方にある大神（おおみわ）神社の分祀を生産地の福良八幡神社の一隅に建立し、ご神体（分霊）を迎えた。この神社は「そうめん神社」として親しまれ、毎年、この神社で無事にそうめん作りを終えたことに感謝する「素麺神社明神講祭」が組合及びその関係者によって執り行われている。

手延べそうめんは、空気の乾燥した冬季に製造されたものが最良の品質を持つとされているが、熟成時に気温が極端に低くなる場合や季節風が非常に強い場合には、麺が凍結するなどの現象が発生し、結果としてその品質が低下する。生産地は、冬季も比較的温

暖であることに加え諭鶴羽（ゆづるは）山地が冬の季節風を和らげるといった自然条件を有している。さらに、この地域は冬の雨雪が少なく、乾燥した日が多いという条件を持ち合わせており、品質の高い手延べそうめんの製造に最適であると言える。

このような気候風土を背景に、生産地では製麺業が農漁業者の冬場の副業として発展してきた。

生産地では、昔ながらの簡易な機械を一部使用しているものの本格的な機械化を行わず、江戸時代から続く手延べ製法を守り続けており、現在でも「糸手師（いとでし）」と呼ばれる職人が手作業によって製造を行っている。

手延べそうめんは、通常2日間をかけて製造され、多くの産地では、初日に掛巻（かけまき）※¹や小引き（こびき）※²までの工程を進め、生地を休ませたうえで、翌日に門干しを行う製法が主流である。これに対し、「淡路島手延べそうめん」の製法は、主力の極細の銘柄において、初日に小均（こなし）※³工程までで作業を終え、一晩じっくりと熟成させた後、気温が最も低く安定する深夜から早朝にかけて、掛巻・小引き等の延伸を行うことで、生地に余計な負荷をかけることなく、グルテン構造を壊さず、極細ながらも均一な麺に仕上げることを可能としている。

また、麺がやや太めの銘柄では、熟成時間を調節し、当日中に製造を完結する1日法が用いられており、同一の伝統的製法において、麺の太さのわずかな違いに応じて、熟成時間や工程配分を柔軟に使い分ける技術が確立されている。

このような製造技術に加え、小麦粉の独自の配合割合や、冬季に限定した製造等により、細さを保ちながらも弾力のある、風味豊かな手延べそうめんが生み出されており、これらが「淡路島手延べそうめん」の品質を支える重要な要素となっている。

さらに、門干し工程では、極めて細いそうめんが、2メートル以上の高さから美しい簾のように風になびく光景が見られることから、地域の冬の風物詩として新聞等で紹介されている。冬の澄んだ空気と低温は、麺をより白く、コシのある仕上がりに導くとされ、この季節ならではの気候風土も品質の要となっている。

※1 掛巻：熟成した麺紐を掛巻機で2本の管に8の字に掛ける工程

※2 小引き：掛巻の後、熟成させた麺を引き延ばす工程

※3 小均：麺を撚りながら、直径約6mmまで細くする工程

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

江戸時代に淡路島にもたらされた手延べそうめんは、その後、地場産業として発展し、船舶の出入りが多く生産拠点に近い福良湾から船便で徳島や和歌山方面へと送られるようになり、次第に市場を拡大していった。

明治期には、各地で開催された博覧会や品評会などで度々入賞したほか、大阪の市場や業界誌において品質が高く評価され、その真価が認められた。

明治41（1908）年には三原郡素麺同業組合を設立し、製品に階級を設け、麺の太さの基準を定めるなど、規格や商品名の統一化により、更なる品質の安定化を図った。

大正4（1915）年にはパナマ・太平洋万国博覧会に出品し、金牌を受賞するという栄誉を得た。このことは、「淡路島手延べそうめん」の品質の高さが国際的に認められた

重要な出来事であった。大正5（1916）年の最盛期には、事業者数は137世帯に達し、約4万箱（18kg／箱）を生産するに至った。

第二次世界大戦中には、手延べそうめんの事業者に配給される原材料は極度に制限されたが、依然として愛好家に珍重されていたことから、江戸時代からの生産が途絶えることなく受け継がれてきた。

「淡路島手延べそうめん」の生産量は、昭和期の最盛期と比較して減少傾向にあるものの、そうめん専門店や老舗旅館等から希少価値の高い逸品として高く評価されている。

生産地では「淡路島手延べそうめん」が、涼やかな夏の食卓を彩るだけでなく、年間を通じて日常の食事からハレの日の料理まで幅広く用いられ、その細く長い形状から「縁結び」の象徴として親しまれている。なかでも、郷土料理の「鯛そうめん（鯛めん）」は淡路島の婚礼料理に欠かせない一品となっており、「淡路島手延べそうめん」は、地域の伝統的な食文化の中で、特別な役割を果たしてきた。

また、「はも祭」とも称される京都・祇園祭にあわせ、兵庫県淡路島特産の鱧（はも）を桶に入れて担ぎ、八坂神社へ奉納する「はも道中」が、平成21（2009）年から毎年行われている。この行事では、夏の京料理としても親しまれる「はもすき」に欠かせない食材として、「淡路島手延べそうめん」も鱧とともに奉納されており、京の食文化と淡路島の恵みがつながることで、「淡路島手延べそうめん」がより広く認知されるようになった。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

（1）法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

☒ 該当しない

（2）法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

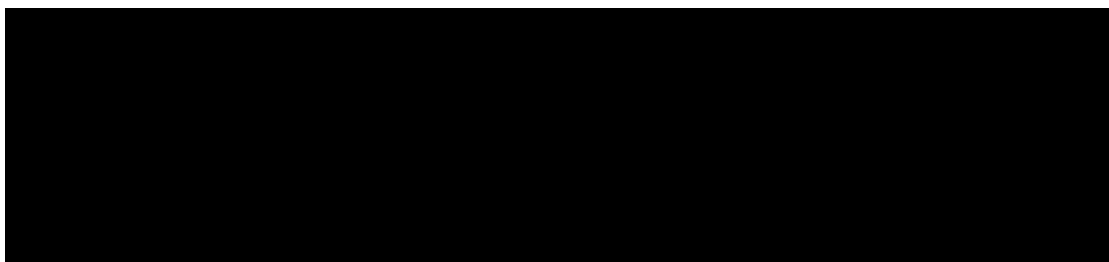
☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「☐」欄に、チェックを付すこと。

☒ 1 明細書

☒ 2 生産行程管理業務規程

☒ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類

☒ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類

☒ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書

☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款

☐ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款

☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書

☒ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書

☒ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名：決算報告書

☒ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類

書類名：組織図

☒ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等

書類名：

資料 1：淡路そうめんの歴史 [淡路そうめん, 1976, 金山製麺所・守本素麺店]

資料 2：需要者等からの評価 [日本食糧新聞、そうめん専門店、料亭、高級旅館、購入者]

資料 3：(参考) 他産地のそうめんと比較データ [日本手延素麺協同組合連合会総会資料, 2025ほか]

資料 4：天日干しの風景、報道等 [写真、新聞記事]

資料 5：生産の方法 [淡路手延素麺協同組合が定める基準、製造工程ほか]

資料 6：そうめん神社における明神講祭 [概要及び写真, 淡路手延素麺協同組合]

資料 7：生産地の自然環境 [①近年の気象データ, 気象庁、②三原郡史（郷土史）, 1979]

資料 8：万国博覧会等での受賞歴 [桑港万国博覧会兵庫県出品協会事務報告, 1916]

資料 9：淡路手延素麺協同組合の概要 [組合員一覧, 生産量の推移ほか, 淡路手延素麺協同組合]

資料10：手延べ製法による品質の違い等 [調理科学 Vol. 18 総説 手延素麺, 1985, 小川玄吾]

資料11：小麦粉の種類と用途 [小麦粉製品の知識, 1990, 柴田茂久・中江利昭]

資料12：食文化における役割 [御食国淡路島より伝えたいわが家の味, 2006, 兵庫県淡路県民局南淡路・北淡路農業改良普及センターほか]

資料13：淡路島手延べそうめんの認知拡大 [はも道中と淡路島手延べそうめん, 淡路手延素麺協同組合]

資料14：淡路島手延べそうめんの生産実績及び輸出実績, 淡路手延素麺協同組合

資料15：生産行程管理業務規程 参考様式

☒ 10 申請農林水産物等の写真

☐ 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類

☐ 12 前記 3 から 9 まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文